

令和4年度決算に基づく 占冠村健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告・住民に対して公表することや、基準を超える場合には財政健全化計画などを定めなければならないことが規定されています。

- ①財政健全団体（財政が比較的健全な自治体）
- ②早期健全化団体（早期の財政健全化が必要な自治体）
- ③財政再生団体（財政の再生が必要な自治体）

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は「早期健全化団体」（いわゆる「イエローカード」）となり、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか1つでも財政再生基準を超えると「財政再生団体」（いわゆる「レッドカード」）となります。

■早期健全化団体と財政再生団体とは

1 「早期健全化団体」になった場合（イエローカード）

自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることが可能な段階です。財政健全化計画を策定し、議会の議決が義務付けられます。また、計画策定年度にのみ公認会計士・弁護士等による個別外部監査が強制適用となります。

2 「財政再生団体」になった場合（レッドカード）

自主的な財政の健全化を図ることが困難な段階です。財政再生計画を策定し、議会の議決が義務付けられます。早期健全化団体と同様に個別外部監査が強制適用されることに加え、財政運営や地方債発行への総務大臣の関与・勧告等が発生します。

■健全化判断比率と資金不足比率とは

◇健全化判断比率

1 実質赤字比率（早期基準=15% 再生基準=20%）

実質赤字比率は、一般会計と公営事業以外の特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額（歳入－歳出）を標準財政規模で除して算定されます。

※ 一般会計等とは、一般的に「普通会計」と呼ばれており、これまでの決算統計の数値と一致します。

（占冠村の場合は「一般会計」+「村立診療所特別会計」+「歯科診療所特別会計」）

2 連結実質赤字比率（早期基準=20% 再生基準=30%）

連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結赤字額を標準財政規模で除して算定されます。

（占冠村の場合は「一般会計等」+「国民健康保険事業特別会計」+「簡易水道事業特別会計」+「公共下水道事業特別会計」+「介護保険特別会計」+「後期高齢者医療特別会計」）

3 実質公債費比率（早期基準=25% 再生基準=35%）

実質公債費比率とは、公債費（元利償還金）等が標準財政規模に比して、どの程度の負担であるかを表す指標です。「元利償還金」に「準元利償還金」を加え、これを標準財政規模で除して算定します。この際、元利償還金のうち交付税措置される額（基準財政需要額に算入される額）を分子・分母から控除します。この指標が基準を超えると地方債の発行が制限されます。

4 将来負担比率（早期=350%）

将来負担比率とは、自治体の将来的な財政負担をストック（残高）ベースで表す指標です。具体的には①～④のような項目を将来負担額とします。ここから将来負担軽減効果のある基金等を控除し、標準財政規模で除して算定します。元利償還金のうち交付税措置される額（基準財政需要額に算入される額）を分子・分母から控除します。

- ①地方債残高
- ②PFI事業に基づく建設事業費・土地購入費等の支払確定額
- ③退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ④公社及び損失補償している第三セクター等の負債のうち一般会計等の負担見込額

※ 将来負担比率には第三セクターの債務についても算定基礎に含まれることから、連結貸借対照表の負債総額が将来負担額になるという誤解がありますが、この指標では、自治体が損失補償契約に基づく第三セクターの債務のうち、一般会計等で将来どれだけ財政負担するかどうかを明らかにするためのものであることに留意が必要です。

◇資金不足比率

公営企業の資金不足（赤字額）を、事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を表す指標です。

■占冠村の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

◇健全化判断比率

区分	令和4年度指標	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	7.1	25.0
将来負担比率	44.0	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示します。

◇資金不足比率

特別会計の名称	令和4年度指標	備 考
簡易水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

※ 資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

■占冠村の健全化判断比率算出の対象範囲

